

訪問介護 重要事項説明書

この書面は、介護保険法第74条に基づき、訪問介護サービスの提供を開始するにあたり、利用者及びそのご家族に対して、当事業所のサービス内容等についてご説明するものです。

1 事業者・事業所に関する事項

法人名称	マイクスコーポレーション有限会社
法人種別	有限会社
法人所在地	〒960-8055 福島市野田町字八郎内 55-1
法人電話番号	T E L : (024) 529-7708 F A X : (024) 597-9732
事業所名称	サポート 24 訪問介護ステーション
事業所所在地	〒960-8252 福島市御山字松川原 1-22
事業所電話番号	T E L : (024) 563-3113 F A X : (024) 563-3114
管理者氏名	松本 栄子
サービス提供責任者	松本栄子 安斎いづみ
事業所番号	福島県指定番号 0770103711

2 事業所が実施するサービス

サービスの種類	訪問介護
指定番号	福島県指定番号 0770103711
提供地域	福島市内（上記地域以外でのご希望はご相談ください）
営業時間	8時30分～17時30分（年中無休／365日）
サービス提供時間	24時間体制（ケアプランに基づき個別に調整）

【提供するサービスの内容】

- (1) 身体介護：入浴介助、排泄介助、食事介助、清拭、体位変換、移動・移乗介助、外出介助等
- (2) 生活援助：掃除、洗濯、調理、買い物、薬の受け取り等
- (3) 通院等乗降介助（介護保険適用の場合）

3 職員の体制

管理者	常勤 1名
サービス提供責任者	常勤 2名（うち介護福祉士 2名）
訪問介護員（ホームヘルパー）	常勤 名 非常勤 名
従業者の資格等	介護福祉士、介護職員初任者研修修了者等

4 利用料金

利用者負担額は介護保険の給付対象の場合、介護報酬の1割、2割又は3割（所得に応じて）となります。

サービス区分	サービスの内容	単位数	利用者負担（1割）
身体介護1（20分未満）	排泄・清拭等	163単位	約 円
身体介護2（20分以上30分未満）	入浴介助等	250単位	約 円
身体介護3（30分以上1時間未満）	食事・移乗等	396単位	約 円
生活援助1（20分以上45分未満）	掃除・洗濯等	183単位	約 円
生活援助2（45分以上）	調理・買い物等	225単位	約 円

※上記の単価は1単位＝10円として計算（地域により異なります）。

※2割・3割負担の方は上記の2倍・3倍となります。

【介護保険外の料金】

交通費	1回 円（訪問地域による）
その他実費	実費相当額

5 キャンセル料及びキャンセルの取扱い

利用者がサービスを欠席又は変更する場合は、下記の取扱いとなります。キャンセルの連絡は、必ず下記専用連絡先までお願いします。

項目	内容
無料キャンセル期限	前営業日の17時まで（前営業日17時までのご連絡はキャンセル料は発生しません）
キャンセル料発生条件	前営業日の17時以降のキャンセル又は無連絡欠席の場合
キャンセル料の額	保険請求額（介護報酬額）の50%
キャンセル専用連絡先	TEL 024-563-3113（SSH御山）
頻発時の対応	キャンセルが頻発する場合は、利用者と事業者が協議のうえ、キャンセル料の取扱いを変更することがあります。

【キャンセル料計算例】 保険請求額が4,000円の場合 ⇒ キャンセル料 2,000円

※上記の保険請求額は計算例のための仮の金額です。実際のキャンセル料は、ご利用者ごとの保険請求額（介護報酬額）の50%となります。

6 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の状態の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

緊急連絡先（主治医）	医療機関名：	TEL：
緊急連絡先（家族等）	氏名：	TEL：
協力医療機関	医療機関名：	TEL：

7 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者の安全確保を最優先とし、必要に応じて医療機関への搬送を行うとともに、利用者のご家族、居宅介護支援事業者及び市区町村に対して速やかに報告します。

8 苦情・相談窓口

事業所内窓口	担当者：安齋いづみ（苦情解決責任者：松本 栄子） TEL：(024) 563-3113
市区町村介護保険担当	福島市役所 健康福祉部 長寿福祉課 TEL：(024) 525-6587
国保連合会	福島県国民健康保険団体連合会 TEL：(024) 528-0040

9 個人情報の取扱い

当事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び関係法令・ガイドラインを遵守し、適正に管理します。収集した個人情報は、介護サービスの提供及びそれに関連する業務にのみ使用し、利用者の同意なく第三者に提供しません。

10 虐待防止・身体拘束禁止

当事業所は、利用者の人権を尊重し、いかなる虐待・身体拘束も行いません。従業者に対して虐待防止及び身体拘束廃止に関する教育・研修を行います。

11 感染症・非常災害対策

当事業所は、感染症及び非常災害（地震・火災等）発生時に備え、業務継続計画（BCP）を策定し、定期的に訓練を実施します。

12 契約期間・解約

契約期間満了の7日前までに、利用者又は事業者から書面による解約の申し出がない場合は、同一の条件で自動的に更新されます。

利用者は、事業者に対して少なくとも7日前に書面により申し出ることにより、本契約を解除

することができます。事業者は、少なくとも1か月前に文書で通知することにより、本契約を解除することができます。

以上の内容について説明を受け、十分に理解しました。

年 月 日

説明者	氏名： (サービス提供責任者) ⑩
利用者	氏名： ⑩
代理人	氏名： (続柄：) ⑩